特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
22	保健師助産師看護師法による准看護師資格の登録に関する事務に係る特定個人情報保護評価書（基礎項目評価）

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

茨城県知事は、保健師助産師看護師法による准看護師資格の登録に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	

評価実施機関名

茨城県知事

公表日

令和7年1月31日

［令和6年10月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	保健師助産師看護師法による准看護師資格の登録に関する事務
②事務の概要	■資格管理事務（特定個人情報ファイルの取扱有） i.資格情報の登録 　オンライン（マイナポータル）もしくは紙での申請受理後に審査を行い、資格情報の登録を行う。なお、オンライン登録の際にはマイナンバーカードの電子証明書を利用し、資格保有者本人であることを確認する。個人番号については、登録を受けようとする資格保有者のマイナンバーカードに搭載された券面事項入力補助機能を活用し、その改変を不可能ならしめることにより真正性を担保する。登録情報については、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）（以下、「住基法」という。）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）（以下、「番号法」という。）に定められた範囲内において住民基本台帳ネットワークシステム、情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携を行い、本人確認情報等の確認を行う。 ii.登録情報の訂正・変更 　オンライン（マイナポータル）もしくは紙での申請について、マイナンバーを利用し、住基法及び番号法に定められた範囲内において住民基本台帳ネットワークシステム、情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携を行い、本人確認情報等の確認を行う。この他に住民基本台帳ネットワークシステムや情報提供ネットワークシステムにおいて、資格登録情報の更新の有無について定期に照会を行う。審査の結果、問題が無ければ結果情報を登録する。 iii.資格の停止・取り消し 　資格保有者について、資格の停止または取り消しが決定した場合、登録者名簿の資格情報を更新する。 iv.資格の削除 　オンライン（マイナポータル）もしくは紙での申請について、マイナンバーを利用し、住基法及び番号法に定められた範囲内において住民基本台帳ネットワークシステム、情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携を行い、本人確認情報等の確認を行う。この他に住民基本台帳ネットワークシステムや情報提供ネットワークシステムにおいて、資格登録情報の更新の有無について定期に照会を行う。審査の結果、資格の削除が決定した場合、登録者名簿から削除を行う。
③システムの名称	国家資格等情報連携・活用システム、住民基本台帳ネットワークシステム、マイナポータル、准看護師登録管理システム

2. 特定個人情報ファイル名
准看護師籍簿ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項（利用範囲） 　別表　項番18 ・住民基本台帳法 第30条の11（通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供） 　別表第3 項番5の7 ・住民基本台帳法 第30条の15（本人確認情報の利用） 　別表第5 項番6の4

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限） ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表33の項	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	茨城県保健医療部医療局医療人材課
②所属長の役職名	医療人材課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	茨城県保健医療部医療局医療人材課 住所：茨城県水戸市笠原町978-6 電話：029-301-3151

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	茨城県保健医療部医療局医療人材課 住所：茨城県水戸市笠原町978-6 電話：029-301-3151

9. 規則第9条第2項の適用	[　　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1万人以上10万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　] ＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　] ＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[　　基礎項目評価書　　]		＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[　　]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[　　]接続しない（入手）	[○]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[　　]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。 また、特定個人情報の取扱いに関して介在する手作業については、複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	

9. 監査	
実施の有無	[○] 自己点検　　[　　] 内部監査　　[　　] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[　　十分に行っている　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[　　]全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	[9) 従業者に対する教育・啓発] ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	知事の保有する個人情報等の適切な管理のための要項に基づき、毎年特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員を含む全職員（会計年度任用職員を含む）に対し、教育研修を実施している。研修の受講確認により、全職員が研修を受講するための措置を講じている。また、庁内で情報セキュリティ事案が発生した場合には、再発防止策等の周知等を実施している。これらの対策を講じていることから、従業員に対する教育・啓発は「十分であると考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年2月5日	Ⅱしきい値判断項目　1．対象人数　いつ時点の計数か	令和4年12月31日 時点	令和5年6月1日 時点	事後	時点修正
令和6年2月5日	Ⅱしきい値判断項目　2．取扱者数　いつ時点の計数か	令和4年12月31日 時点	令和5年6月1日 時点	事後	時点修正
令和7年1月31日	Ⅱしきい値判断項目　1．対象人数　いつ時点の計数か	令和5年6月1日 時点	令和6年12月1日時点	事後	時点修正
令和7年1月31日	Ⅱしきい値判断項目　2．取扱者数　いつ時点の計数か	令和5年6月1日 時点	令和6年12月1日時点	事後	時点修正
令和7年1月31日	Ⅰ関連情報　3個人番号の利用	・番号法第9条第1項（利用範囲） 別表第1　項番18 ・住民基本台帳法 第30条の11（通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供） 別表第3 項番5の5 ・住民基本台帳法 第30条の15（本人確認情報の利用） 別表第5 項番6の3	・番号法第9条第1項（利用範囲） 別表　項番18 ・住民基本台帳法 第30条の11（通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供） 別表第3 項番5の7 ・住民基本台帳法 第30条の15（本人確認情報の利用） 別表第5 項番6の4	事後	法令改正に伴う修正
令和7年1月31日	Ⅰ関連情報　4情報提供ネットワークシステムによる情報連携	・番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）　別表第2　項番30	・番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限） ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表33の項	事後	法令改正に伴う修正
令和7年1月31日	Ⅰ関連情報　7特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	茨城県総務部総務課法制担当 住所：茨城県水戸市笠原町978-6 電話：029-301-2239	茨城県保健医療部医療局医療人材課 住所：茨城県水戸市笠原町978-6 電話：029-301-3151	事後	記載誤りによる修正
令和7年1月31日	Ⅳ リスク対策　8．人手を介在させる作業	－	2）十分である	事後	様式改正に伴う項目追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月31日	Ⅳ リスク対策　8. 人手を介在させる作業　判断の根拠	－	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナン バー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。 　また、特定個人情報の取扱いに関して介在する手作業については、複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	事後	様式改正に伴う項目追加
令和7年1月31日	Ⅳ リスク対策　11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】	－	2）十分である	事後	様式改正に伴う項目追加
令和7年1月31日	Ⅳ リスク対策　11. 最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠	－	知事の保有する個人情報等の適切な管理のための要項に基づき、毎年特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員を含む全職員（会計年度任用職員を含む）に対し、教育研修を実施している。研修の受講確認により、全職員が研修を受講するための措置を講じている。また、庁内で情報セキュリティ事案が発生した場合には、再発防止策等の周知等を実施している。これらの対策を講じていることから、従業員に対する教育・啓発は「十分である」と考えられる。	事後	様式改正に伴う項目追加